

平成23年3月25日

民主党での発言メモ（風評被害への対応について）

日本農業法人協会

1. 風評被害の責任の明確化。

政府は『出荷自粛』を明示したものの、『出荷停止』とは言わない。農家には責任はない。東電と政府の責任を明確にして欲しい。

2. 適切なモニタリングの早急な実施

品目別、農場別、県別により詳細かつ多数の検査・モニタリングを実施し、消費者・国民に適切に情報を提供することが必要（どこで、何に、どのような値が出たのか、その値の推移を時系列的に把握し、公表する）

これに先んじて、情報の受け止め方、行動の仕方について、政府が消費者にわかりやすく説明し、理解を得る必要がある。

3. 当面の資金対応

放射能汚染による出荷制限等及び風評被害により、農産物を販売できないことから、被災地の農業者に収入は無く、資金ショートが目前である。

このため、農業法人の経営を存続させるため、一日も早く、運転資金(無利息、無担保、無保証)を供給すること。

4. 補償内容の明確化

東海村の臨界事故の経験なども参考としつつ、補償主体や範囲、補償の要件等を明確に早急に示すこと。また、農業者に対して損害の証拠（エビデンス）の残し方も周知すること。

5. 代替農場の確保

避難している農家が再び戻って事業を再開できるのかという点も視野に入れ、遠隔地に経営基盤となる代替農場を用意することも含めた補償を検討すること。

（放射能汚染により、退避制限区域外であっても多くの福島県農業者が家畜や施設を放置して避難していることから、疫病の発生等が懸念され、事業再開には困難が予想される）

以上